

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

2011年9月17日

名古屋市瑞穂区内浜町1-15 加藤伸久方

TEL/FAX 052-811-8069

URL: <http://www.dousuira-aichi.org/>

会報 11号-2

大村県知事は大至急（河村市長と）共同公約「導水路」事業の見直し 履行を！ 7 / 23（土）「住民訴訟」提訴・2周年総会など開催

ムダな「導水路」中止を求めて運動を取組む「愛知の会」は7月23日、名古屋市中区の桜華会館で提訴2周年・総会&記念講演会を開きました。

総会では冒頭、主催者を代表の小林共同代表が「大村秀章氏は、“導水路事業の見直し”を公約して県知事に当選したが、導水路の検証作業は先送り」「県当局は従来どおり“導水路は必要”との考えを変えていない」と指摘し、「県と名古屋市に“導水路は必要ないと表明”させる運動を強めよう」と挨拶しました。



また、“百害あって一利なし”「導水路」事業を止めさせるべく「方針」(案)は、運営委員・近藤ゆり子さんより提起。

その骨子は、「図解」をもとに「導水路」の不要性と撤退ルールを再確認、その道筋は再検証「検討の場」ではなく、微力だが無力ではない私たち国民の力。引き続く“粘り強い運動”をと呼びかけ、参加者全員の拍手で確認しました。

「事業」中止の道筋を求め、富樫教授(岐阜大)・在間弁護団長らが熱弁



- * 演題 「愛知県と名古屋市の利水・湧水に導水路はいらない」…… 富樫 幸一教授
- * 大要 “湧水時でも既存のダムの統合運用、発電用ダムからの放流、農業用水からの転用などで対応でき、新たな施設の建設は必要ない”



- * 演題 「導水路裁判の現状と今後の課題」…… 在間 正史弁護士(弁護団長)
- * 大要 “(事業への公金支出の違法性について)水余りで事業の必要性はない、県の需給想定も客観的、実証的なものでなく、事業の基礎を欠いている”

総会資料(表紙が桃色) & 記念講演会資料(表紙が橙色)

- P 2 「住民訴訟」提訴2周年・総会&記念講演会 全体プログラム
- P 3 ~ 5 「導水路」住民訴訟 第1~10回口頭弁論の足取り(提出書面と書面相互の対応関係)
- P 6 ~ 8 「導水路はいらない!愛知の会」活動日誌 < 2010/6/12 ~ 2011/7/23 >
- P 9 ~ 11 “百害あって一利なし” 「導水路」を止めるために …… 運営委員 近藤 ゆり子氏
- P 12 2010年度会計報告(2010/3/1~翌2/28) 2011年度会計予算(2011/3/1~翌2/28)
- P 13 ~ 30 講演 * 在間 正史弁護士(弁護団長) * 富樫 幸一 教授(岐阜大学)

～ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！～

木曾川水系連絡導水路事業への公金支出差止

「住民訴訟」提訴2周年 総会・記念講演会



< 2011年7月23日(土) 桜華会館3階・竹の間 >

全体プログラム

< 第一部・総 会 >

- 午後2時00分 開 会 (同1時30分 開 場)
(司 会) 共同代表・事務局長 加藤 伸久
*主催者あいさつ 共同代表 小林 収
*原告代表あいさつ 原告会員 古池 達夫
～ 活 動 報 告
* 「導水路」訴訟・口頭弁論の足取り (第1回～第10回)
* 「愛知の会」活動日誌 (2010/06/12～2011/07/23)
* “百害あって一利なし” 「導水路」を止めよう！
運 営 委 員 近藤ゆり子
* 2010 会計報告・2011 予算案 事務局長 加藤 伸久
* 2010 会計報告の監査報告 会計監査 河合 道夫
- 2時40分

- 休 憩 -

< 第二部・記念講演・学習会 >

- 2時50分 講演「愛知県と名古屋市の利水・渇水に導水路はいらない」
..講師 富樫 幸一・岐阜大学 教授
～ 講演「導水路裁判の現状と今後の課題」
..講師 在問 正史・弁護士
- 4時10分
～ < Q & A > とフロアからの発言
- 4時25分
～ お願いと事務連絡・加藤事務局長
- 4時30分 閉 会

「導水路」住民訴訟 第1回～第10回口頭弁論の足取り

(「口頭弁論」における提出書面と書面相互の対応関係)

在間 正史 弁護団長作成(2011/07/23)

第1回口頭弁論：2009年7月29日

*原告訴状

*被告答弁書(原告訴状に対する本案前の答弁と事実の認否)

原告意見陳述 小林 収 原告
加藤 伸久 原告
訴状陳述 高森 裕司 弁護士

第2回口頭弁論：2009年10月21日

*被告準備書面1(原告訴状に対する事実の認否の続き)

*原告第1準備書面(被告答弁書の本案前答弁に対する反論)

原告意見陳述 田中 萬壽 原告
宮永 正義 原告

第3回口頭弁論：2010年1月14日

*被告準備書面2

(木曽川水系のフルプラン、河川整備基本方針、河川整備計画、導水路事業実施計画の事実経過だけを述べて、導水路事業は「所要の手続を適正に経て」策定された。)

原告意見陳述 宮崎 武雄 原告

第4回口頭弁論：2010年3月24日

*原告第2準備書面

(導水路事業の費用負担金の支出が違法なのは、支出の原因となっている事業計画の違法性が承継されたからでなく、事業の必要性がないことから、その支出自体が地方財政法4条1項「経費の必要最少限度の原則」及び地方自治法2条4項「最小経費による最大効果の原則」に違反しており、予算執行適正の確保の見地から看過し得ない違法があるからである。)

*被告準備書面3(原告第2準備書面の本件支出の違法判断のあり方に対する反論)

原告意見陳述 森下 東治 原告

第 5 回口頭弁論：2010 年 6 月 2 日

* 原告求釈明書 1

（被告準備書面 2 で、河川整備基本方針が「所要の手続を適正に経て」策定されたと主張するのは、河川分科会・同検討小委員会の審議を経ているからということか、その適正な調査審議を経ているからということか、いずれを根拠とするのか。）

* 原告第 3 準備書面

（在問弁護士の検討書に基づいて、導水路は愛知県新規利水のために必要がない）

* 被告準備書面 4（原告第 2 準備書面に対する反論）

* 被告準備書面 5

（原告求釈明書 1 に対する回答：社会資本整備審議会河川分科会の審議を経たことにより内容の客観性及び公平性が確保された）

* 原告求釈明書 2

（被告準備書面 5 は、単に審議を経たことだけで内容の客観性及び公平性が確保されたというのか、客観性及び公平性のある内容の審議を経たことにより内容の客観性及び公平性が確保されたというのか。）

原告意見陳述 河合 道夫原告

第 6 回口頭弁論：2010 年 8 月 23 日

* 被告準備書面 6

（原告求釈明書 2 に対して議事録を引用して審議内容を主張。原告第 3 準備書面に対する単なる認否と在問弁護士に対する人格的批難を行う）

原告意見陳述 近藤 奎治原告

第 7 回口頭弁論：2010 年 10 月 20 日

* 被告準備書面 7

（原告が被告準備書面 6 の「愛知県需要想定調査の平成 27 年需要想定値は平成 12 年までの過去の実績を用いて想定されたもので、合理性に疑問の余地はない」ということは、2007 年までの実績に基づけば愛知県需給想定調査の 2015 年需要想定値には合理性がないということは認めるのかと求釈明したことに對して、「愛知県需要想定調査は平成 12 年までの実績に基づいてなしている」ので、2001 年から 2007 年までの実績値は調査時に存在しなかったから、釈明に応じない。）

* 原告第 4 準備書面

（被告準備書面 6 の に対する反論：河川分科会の議事録の記載を引用して、河川整備基本方針や河川整備計画の成戸地点下流の河川維持流量は客観的・実証的なデータや事実に基づいているといえない。）

原告意見陳述 服部 房親原告

第 8 回口頭弁論：2010 年 12 月 15 日

* 原告第 5 準備書面

（本件支出差止請求は、支出に予算執行の適正の確保見地から看過できない違法があることを理由とするものであるから、その違法理由は、各支出時において、それぞれの目的とされることの必要性が認められないこと、また、流水正常機能維持については根拠となっている木曽川水系河川整備基本方針の正常流量や同河川整備計画の確保流量が、新規利水については根拠となっている木曽川水系フルプランにおける愛知県需給想定調査の需給想定が、客観的、実証的なものとして認められず事実の基礎を欠いていること、により支出の原因が著しく合理性を欠いているからである。）

原告意見陳述 佐藤 武代原告

第 9 回口頭弁論：2011 年 2 月 21 日

* 原告第 6 準備書面

（木曽川の水利秩序の形成、特に成戸地点下流の河川維持流量とされている利水上制限流量 50 m³/s の歴史的経過。河川維持流量 50 m³/s は、昭和 30 年代の舟航用水に基づくものである。河川維持流量として、下流の漁業、特にヤマトシジミ漁のため、ヤマトシジミが生息できる塩分濃度になるために 50 m³/s が必要であるということは全く議論されていなかった。国土交通省は、利水上制限流量決定に際しての資料は廃棄して全く保有していない。）

* 被告準備書面 8（原告第 5 準備書面に対する反論：本件支出の違法判断のあり方）

原告意見陳述 小貝 春美原告

第 10 回口頭弁論：2011 年 5 月 11 日

* 原告第 7 準備書面

（河川整備基本方針や河川整備計画の成戸地点より下流の河川維持流量の 50m³/s あるいは 40m³/s は、動植物の生息生育等の河川環境としてヤマトシジミの生息のための流量を根拠として定められたものであるが、それはヤマトシジミの生息とは関係がないので科学的根拠がなく、その他明確な根拠もなく、河川維持流量とはできない。河川維持流量 50 m³/s は根拠なく最初から設定されたものである）

原告意見陳述 池谷 和子原告

第 11 回口頭弁論：2011 年 8 月 25 日（予定）

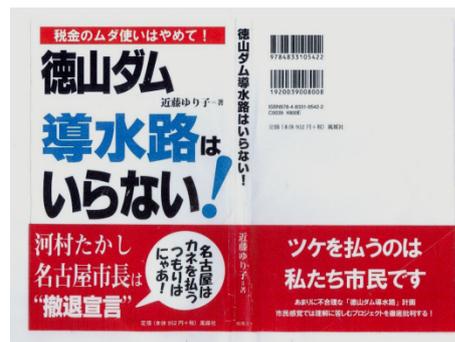
原告意見陳述 林 秀治原告

「導水路はいらない！愛知の会」活動日誌

< 2010 / 6 / 12 ~ 2011 / 7 / 23 >

2010年

- 6月 12日 「住民訴訟」提訴1周年 総会・記念講演会
- 6月 30日 「設楽ダム」公金差止訴訟」が不当判決（県の支出適法）・名地裁
- 7月 3日 参議院選挙の立候補予定者らの政策アンケート結果をHPで公開
- 7月 7日 愛知の会「会報」第5号発行
- 7月 11日 参議院選挙で民主党大敗
- 7月 14日 第16回運営委員会（「設楽の会」提唱の県民会議など）・弁護団会議
- 7月 27日 「市民による豊かな海づくり大会」（略称「ゆたかの会」）実行委員会が
国交省中部地整・環境省中部環境事務所に要請行動
- 8月 3日 徳山キャンプ実行委員会、徳山ダムのダム本体内部見学
- 8月 7日 「ミニ通信」 8（8/23第6回口頭弁論・傍聴支援参加のお願い）
- 8月 12日 泡瀬干潟工事GOを出した前原国交相へ抗議メッセージ
- 8月 13日 韓国四大河川事業の工事中断を求める緊急声明に団体参加
- 8月 23日 * 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第6回口頭弁論
* 第17回運営委員会（第7回口頭弁論の準備など）
- 8月 27日 河村名古屋市長が主導の市議員リコール署名運動がスタート
- 8月 31日 新川水害・損害賠償訴訟に不当判決（国・県の主張に追随）・名地裁
- 9月 6日 愛知の会「会報」第6号発行
- 9月 9日 第18回運営委員会（「ゆたかの会」がCOP10ブース出展など）
- 9月 17日 「ゆたかの会」が国交省・中部地整へ公開質問状
（河口堰ゲート開放など）を提出行動
- 9月 18日 中弁連シンポジウム in 愛大
- 9月 19日 「設楽の会」が提唱の「県民会議」設立総会
- 9月 27日 国の有識者会議が「中間とりまとめ」
- 9月 28日 国交省が「ダム事業の検証に係わる検討」を指示
- 9月 30日 弁護団会議



- 10月2日 第17回「水源開発問題全国連絡会（水源連）」総会 in 北海道北広島
 ~3日 午前：当別ダム建設地見学 午後：北海道ダム事業を検証の全国集会
 10月11日 「市民による豊かな海づくり大会」実行委員会がCOP10に参加
 ~29日 白鳥会場（熱田球場）に於いてブース展示
 10月19日 「市民による豊かな海づくり大会」・河口堰で失われた生態を見る会
 10月20日 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第7回口頭弁論
 11月1日 最終「市民による豊かな海づくり大会」実行委員会
 11月11日 *愛知の会「会報」第7号発行
 *第19回運営委員会（第8回口頭弁論の準備など）・弁護団会議
 12月7日 小豆島・新内海ダム強制収用・
 「寒霞渓自然を守る会」へ激励メッセージ
 12月10日 第20回運営委員会（県知事選・市長選の立候補予定者アンケートな
 ど）・弁護団会議
 12月15日 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第8回口頭弁論
 12月17日 「設楽の会」控訴審・裁判長あて「現地視察」要請はがき運動に参加
 12月22日 第1回「導水路」事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）

2011年

- 1月1日 「ミニ通信」9（2/21第9回口頭弁論・傍聴支援のお願い）
 1月11日 知事選・市長選の立候補予定者らの政策アンケート結果をHPで公開
 1月18日 *知事選立候補予定者の政策アンケート結果を県政記者クラブへ
 *市長選立候補予定者の政策アンケート結果を市政記者クラブへ
 1月25日 第21回運営委員会（「導水路」検討の場など）・弁護団会議
 2月6日 史上初の「トリプル投票」、県知事選で大村氏が圧勝、市長選で河村
 氏が66万票で再選、市議会リコール住民投票は約70%が賛成で成立
 2月9日 第22回運営委員会（大村愛知県知事へ「緊急要請書」提出など）
 2月17日 大村新知事へ「緊急要望書」（共同公約“見直し”の実行）を提出
 2月21日 徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第9回口頭弁論



- 3月 3日 高木県議が3月県議会で大村県知事が公約「導水路事業の見直し」について質問、回答は“専門家の皆さんの意見をよくお聞きして……”
- 3月 8日 第23回運営委員会(第10回口頭弁論の準備など)・弁護団会議
- 3月11日 東日本大震災 14:26、福島第一原発が原因の原発震災発災
- 3月13日 市議会リコール成立に伴う「名古屋市議選」で、減税日本が第一党
- 3月18日 愛知の会「会報」第9号発行
- 4月10日 一斉地方選挙前半戦、県議選で自民党が第一党
- 4月15日 第24回運営委員会(大村知事へ「公開質問状」など)・弁護団会議
- 4月27日 *第2回「導水路」事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)
*第25回運営委員会(「導水路」事業を中止すべく様々な取り組みなど)
- 5月6日 菅首相、「浜岡原発」運転の全面停止を要請
- 5月11日 *徳山ダム導水路「住民訴訟」裁判・第10回口頭弁論
*大村県知事へ「公開質問状」を提出
*第26回運営委員会(愛知県「河口堰PT会議」など)
- 6月 1日 *第1回「木曽川水系連絡導水路事業」の関係地方公共団体からなる検討の場(本委員会)
*大畠国交大臣にあて、不要な「ダム・導水路」中止を共同要請行動(「長良川市民学習会」「設楽ダム建設中止を求める会」「同名古屋の会」と)
*第27回運営委員会(提訴2周年記念・弁護団会議)
- 6月 3日 「木曽川水系連絡導水路事業」パブリックコメント募集(～7/2)
- 6月 8日 *愛知県が「河口堰検証第1回PT会議」及び「公開ヒアリング」
*6月議会へ「政治家」大村知事が公約の月給3割削減を提出表明
東日本大震災に伴う県財財政の悪化懸念から、一般職の給与とボーナスについて8月から3%削減、県議の議員報酬(現行8%減)も削減を検討
- 6月15日 愛知の会「会報」第10号発行
- 6月23日 *愛知県が「河口堰検証第2回PT会議」及び「公開ヒアリング」
*第28回運営委員会(提訴2周年記念集会など)
- 7月14日 *愛知県が「河口堰検証第1回専門委員会」「第3回PT会議」及び「公開ヒアリング」
*第29回運営委員会(第11回口頭弁論の準備など)
- 7月23日 「住民訴訟」提訴2周年 総会・記念講演会



“百害あって一利なし” 「導水路」を止めるために

運営委員 近藤 ゆり子

1. 徳山ダム導水路はいらない

新規利水・・・水道水も工業用水も余っている
流水の正常な機能の維持・・・環境改善どころか環境破壊の懸念ばかり
(別紙 図解：徳山ダム導水路問題を参照のこと)

2. 「再検証 / 『検討の場』」は政策転換につながるか？

「『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進めるとの考え」という文言は消えた

2009. 5 月	河村市長「導水路撤退」発言
2009. 6 月	導水路裁判（公金支出差止訴訟）提訴
2009. 8 月	総選挙、「政権交代」
2009.12 月	「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」設置
2010. 7 月	「中間とりまとめ（案）」パブコメ募集
2010.9.27	「中間とりまとめ」
2010.9.28	国土交通大臣指示・要請 “ 臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価” 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」
2010.12.22	導水路 検討の場（幹事会）第 1 回
2011. 4.27	導水路 検討の場（幹事会）第 2 回
2011.6.1.	導水路 検討の場 第 1 回
2011.6.3 ~7.2.	導水路 パブリックコメント募集

そもそもこの導水路事業は対象事業なのか？
利水者は単独意思でも撤退できる

3. 粘り強く運動を続けよう

先行きは暗くない、「導水路はできない」という意味で勝利の可能性は高い
「凍結」しても予算執行が続いていることに注目。

(2 0 1 1 年度予算 3 億 5 0 0 0 万円、うち業務取扱費が 2 億 2 2 0 0 万円)

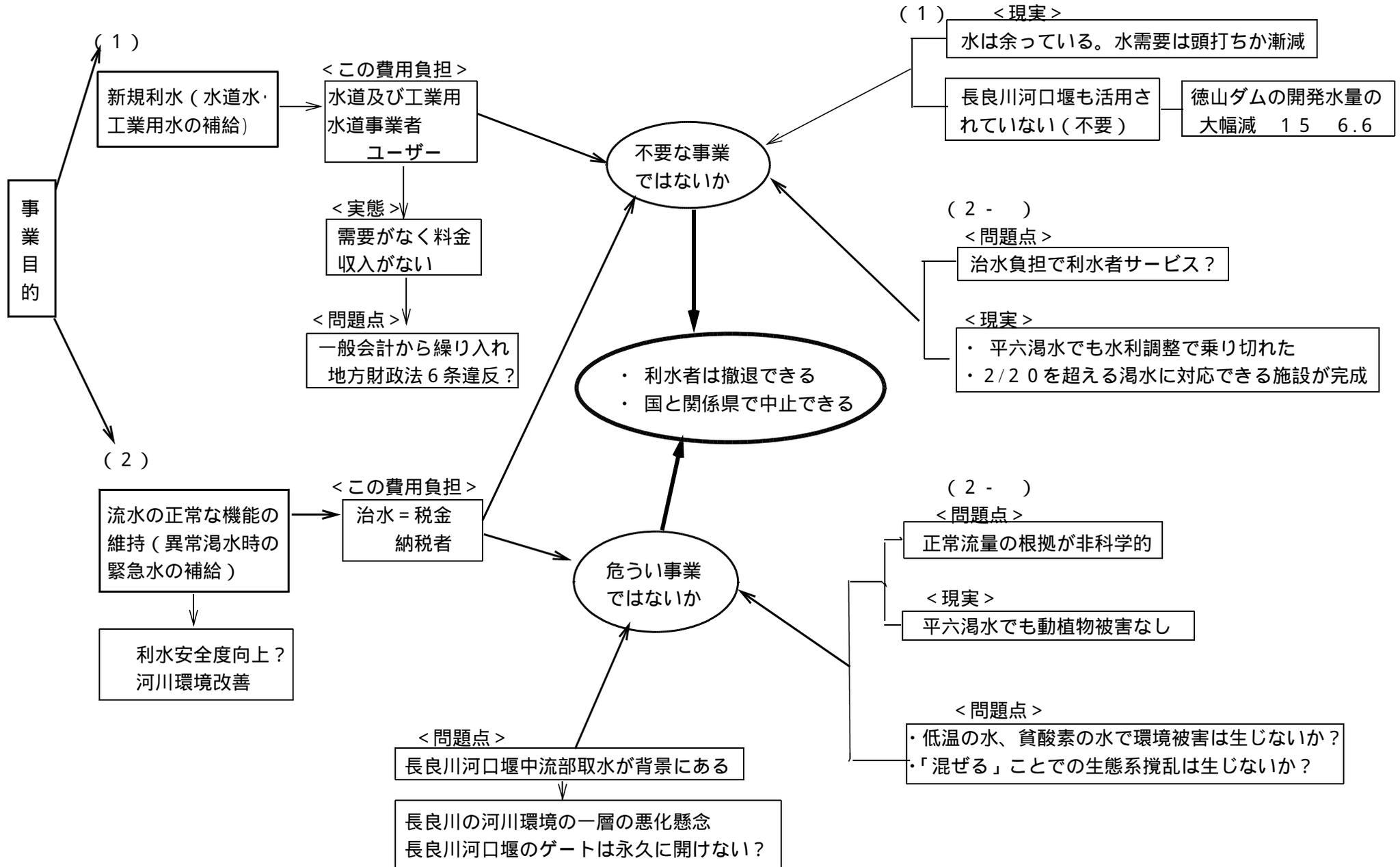
完全に「中止」にしなければならない。

完全「中止」とするには、まだ時間がかかる、運動の長期化を覚悟しよう

- ・ 裁判運動を粘り強く継続する
- ・ 世論を喚起する
- ・ 愛知県・名古屋市の首長・議会に働きかける

長良川河口堰ゲート開放への運動と連携

図解：徳山ダム導水路問題



新規利水の観点からの検討

(第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議「参考資料4」の抜粋)

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

【別紙6】

